

第２期宗像市子ども・子育て支援事業計画

（第２期宗像市次世代育成支援対策行動計画）

（第２期宗像市子ども基本条例行動計画）

（第２期宗像市子どもの未来応援計画）

素案

令和元年 10 月

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	3
2 第1期計画の総括	4
3 計画の法的根拠と位置づけ	5
4 計画策定の背景	6
5 計画の期間	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 統計でみる宗像市の子ども・子育ての現状	12
2 幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	16
3 ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状	21
4 団体調査の結果	34
5 各種調査からみる課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	39
1 基本方針	40
第4章 計画の内容	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 重点施策	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 基本理念・基本方針を具体化する事業	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	エラー!
ブックマークが定義されていません。	
1 区域の設定	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策	エラー! ブックマークが定義されていません。
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	エラー! ブックマークが定義されていません。
第6章 計画の推進	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 計画の推進体制	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 進行の管理	エラー! ブックマークが定義されていません。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、①「第 1 期宗像市子ども・子育て支援事業計画」で、「子どもの未来が育つまち おなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、計画にのっとり事業を進めてきました。また、第 1 期計画では次世代育成支援対策推進法に基づく②「宗像市次世代育成支援対策行動計画」と、「宗像市子ども基本条例」に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための③「宗像市子ども基本条例行動計画」も位置付けています。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困に焦点を当てた④「宗像市子どもの未来応援計画」を平成 30 年 3 月に策定し「第 1 期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を補完する計画としました。

このたび、「第 1 期宗像市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、上記 4 つの総合的な計画として「第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 第1期計画の総括

「第1期宗像市子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を実施してきました。各事業は、事業実施の必要がなかったため評価できないものが1件あるものの、ほぼ計画どおりに実施できたと評価できます。

重点施策の評価として、「子どもの居場所づくり」では、各地区コミュニティや市民活動団体と協働し、異年齢交流や自然体験活動の機会を子どもに提供でき、子どもの居場所づくりの拡充に繋がりました。

「体験活動の推進」として、「子どもまつり事業」や「子ども育成推進事業」で、子ども実行委員がまつりの企画を行ったり、わくわく体験報告会での発表等を通して、子どもが「豊かに育つ権利」や「意見を表明する権利」の保障につながりました。

「グローバル人材の育成」では、宗像市グローバル人材育成プランに基づいて、多文化交流等の各種事業を通して、子どもたちが諸外国や宗像市のお互いの文化や歴史を知り、自分自身の考えを持ち、異なる意見や価値観を受け入れる受容力やコミュニケーション力を育むことができました。

「教育・保育サービスの充実」では、確保方策に基づき定員を拡充したり、延長保育事業や一時預かり事業等の充実を行いました。引き続き、入所待ち児童の解消に向けて保育士確保を含めた取り組みを行っていく必要があります。

「母子の健康の確保」では、各事業で、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母子保健サービスを行ってきました。健診の受診率も95%以上を維持しています。今後は、子育て世代包括支援センターとして関係部署・機関との連携を強めて体制を更に整えていく必要があります。

「家庭や地域の教育力の向上」では、「家庭教育学級」等で、家庭・学校・地域が相互に連携しながら教育力向上を図り、子どもの健全育成に繋がってきました。しかし、「宗像市子ども基本条例」の認知度はまだまだ低いため、今後も引き続き啓発活動に努める必要があります。

「地域で取り組む子育て支援体制づくり」では、地域の子育てサロンで保健師等が子育てミニ相談会を行ったり、地域と行政とで一体となった子育ての支援を行ってきまし

た。今後も、子育て支援に地域の力は不可欠であるため、より一層支援体制を強化していく必要があります。

平成27年から令和元年の5か年計画とした「第1期宗像市子ども・子育て支援事業計画」のもと、各事業を進めてきました。上記で述べたように、計画は着実に遂行できたと評価できます。

以上、「第1期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の評価も踏まえながら、次期計画である「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

3 計画の法的根拠と位置づけ

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」は、次に掲げる法律及び宗像市の条例に基づく子どもに係る総合的な計画として位置づけます。

(1) 「子ども・子育て支援法」に基づく第2期事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していきます。

(2) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく第2期行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画。「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年（令和7年）3月まで10年間延長されました。これより、市町村行動計画の策定は任意となりました。しかし、本市では、「第1期宗像市子ども・子育て支援事業計画」で継続して一体的に子ども・子育てに関する施策事業を行っており、今後も継続して事業を展開していきます。

(3) 「宗像市子ども基本条例」に基づく第2期行動計画

「宗像市子ども基本条例」第13条に基づく行動計画。宗像市では、子どもの権利及び健全な成長が保障されることを目的に「宗像市子ども基本条例」を施行しており、この条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための行動計画として位置づけます。

(4) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく第2期行動計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく市町村行動計画。（策定は努力義務）子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す、子どもの貧困対策についての計画として位置づけます。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第2次宗像市総合計画」をはじめ、「第4次宗像市健康福祉計画」、その他の関連計画との整合を図っています。

4 計画策定の背景

(1)子育てをめぐる全国的な現状・課題

① 子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

② 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行（令和元年 9 月改正）し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

③ 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

(2) 子ども・子育て支援制度について

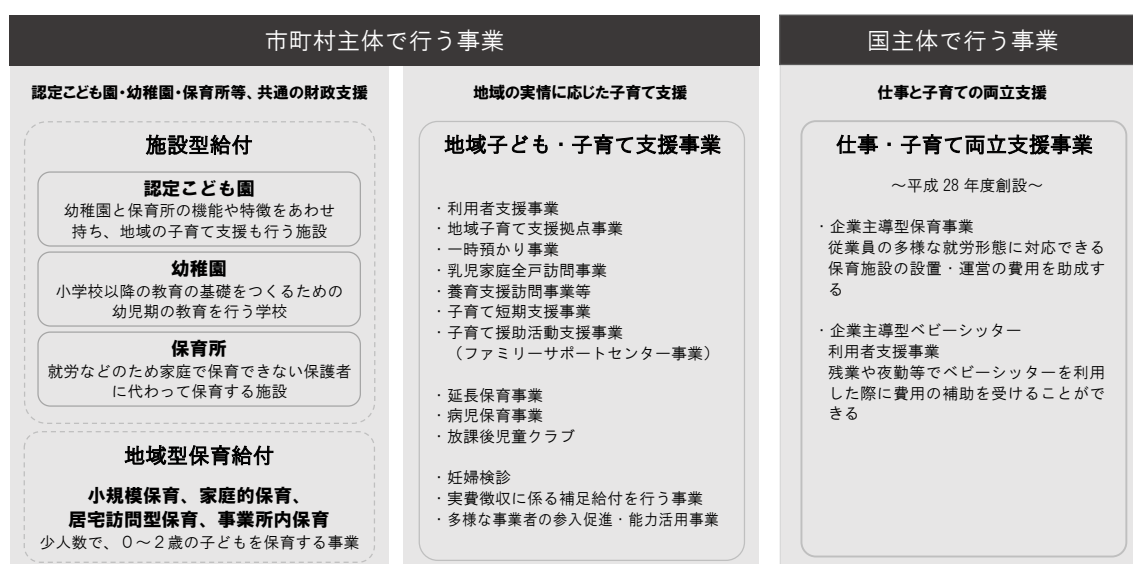
前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成 27 年 4 月に施行されました。

■制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28 より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年 5 月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK（平成 28 年 4 月改訂版）」）等を参照

■制度の事業・給付体系



(3)第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

2019 年 10 月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
○ 幼稚園、保育所、認定こども園等 ○	●3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化 ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円（注：国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円）まで無償化 ※原則、小学校就学前の 3 年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満 3 歳から無償化。 ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象。 ※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5 歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯）
○ 幼稚園の預かり保育 ○	●0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化 ●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定：2 号認定又は 2 号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
○ 認可外保育施設等 ○	●3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化 ※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として 5 年間の猶予期間を設定 ●0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われた。

③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童の解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

④ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

⑤ 平成 28 年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の必要の措置を講じます。

⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされています。また、子どもの貧困に関する国の指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第1期計画		第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状

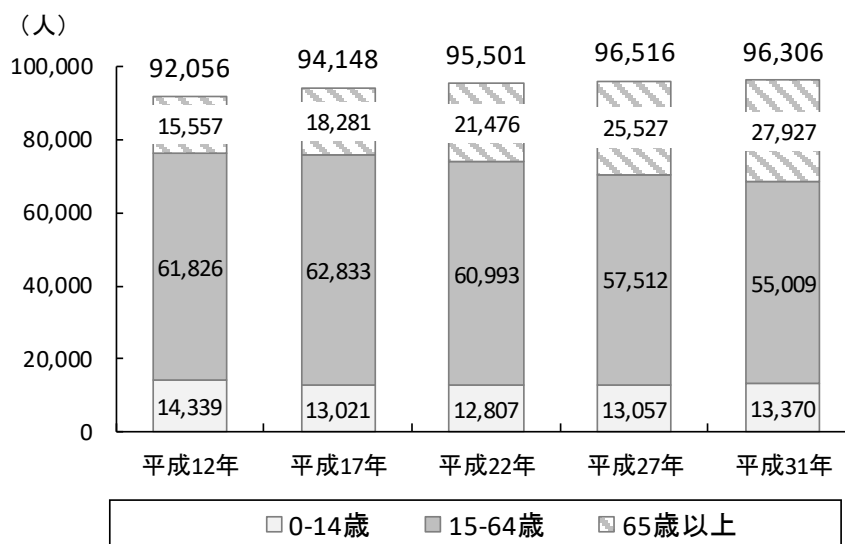
1 統計でみる宗像市子ども・子育ての現状

(1)人口の状況

宗像市の人口は、平成12年以降増加傾向にあります。年齢3階級別にみると、幼年人口(0~14歳)はおおよそ13,000人の±1,000前後で推移しています。生産年齢人口(15歳~64歳)は減少傾向にあり、高齢人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

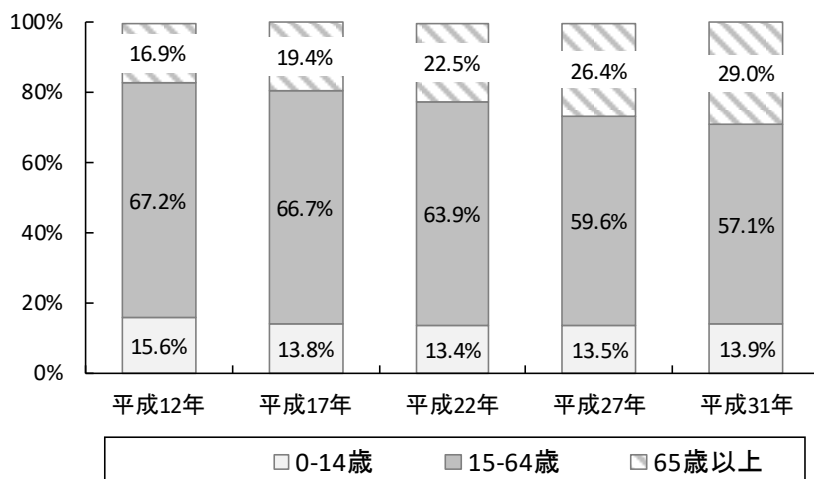
年齢3階級別の割合をみると、幼年人口は平成17年以降おおよそ13%で推移しています。生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加傾向にあります。

■人口の推移



資料：平成12~27年「国勢調査」、平成31年「福岡県オープンデータサイト」

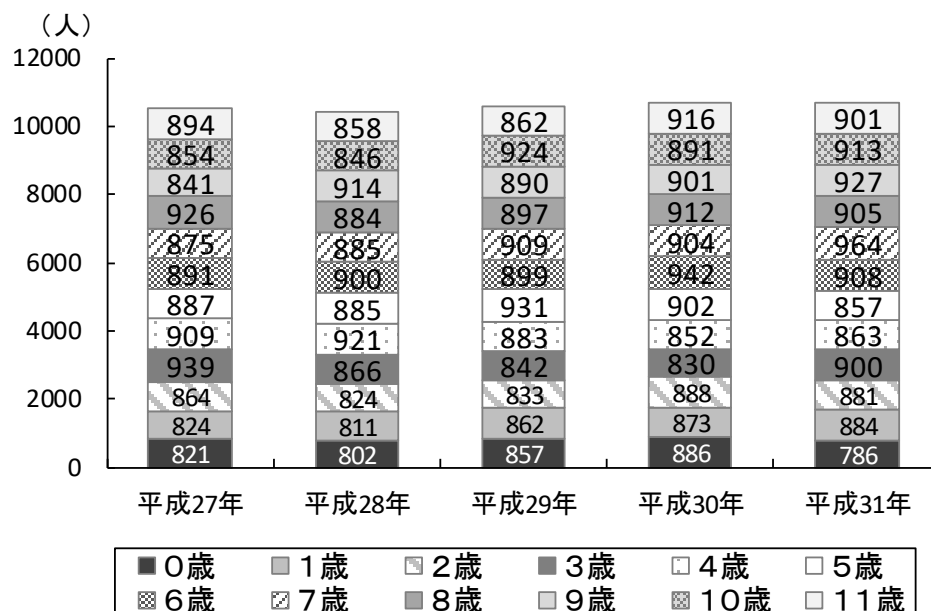
■年齢3階級別人口割合



資料：平成12~27年「国勢調査」、平成31年「福岡県オープンデータサイト」

0～11歳の人口の推移をみると、いずれの階級も900人前後で推移しています。それゆえ経年の変化率も大きくはなっていません。

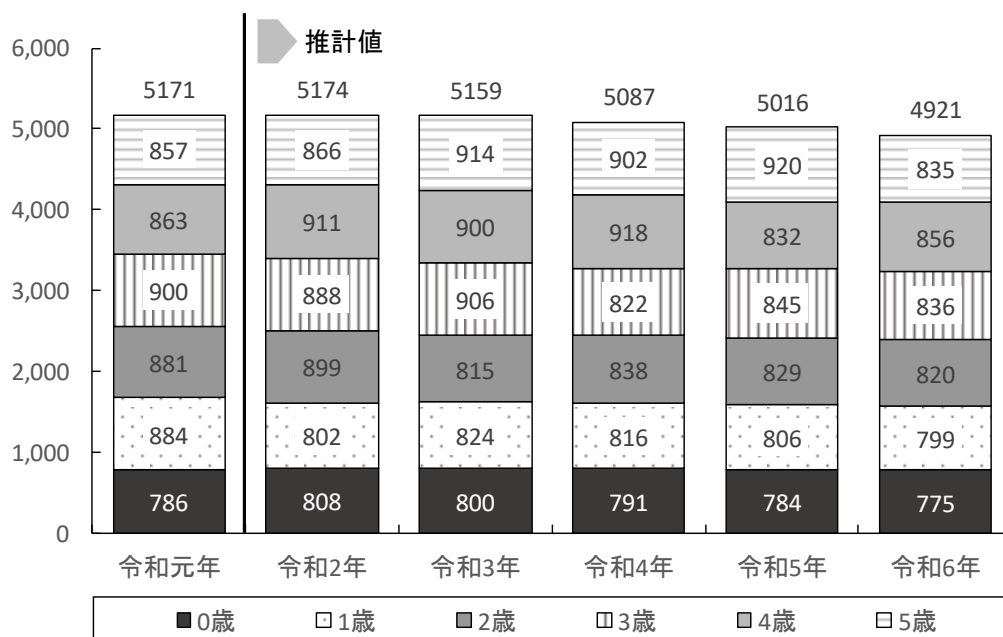
■0～11歳の人口の推移



資料：「福岡県オープンデータサイト」

0～5歳の将来の人口を予測したところ、令和2年より減少しはじめ、令和6年には5,000人を切ると予想されます。

■0～5歳人口の将来推計

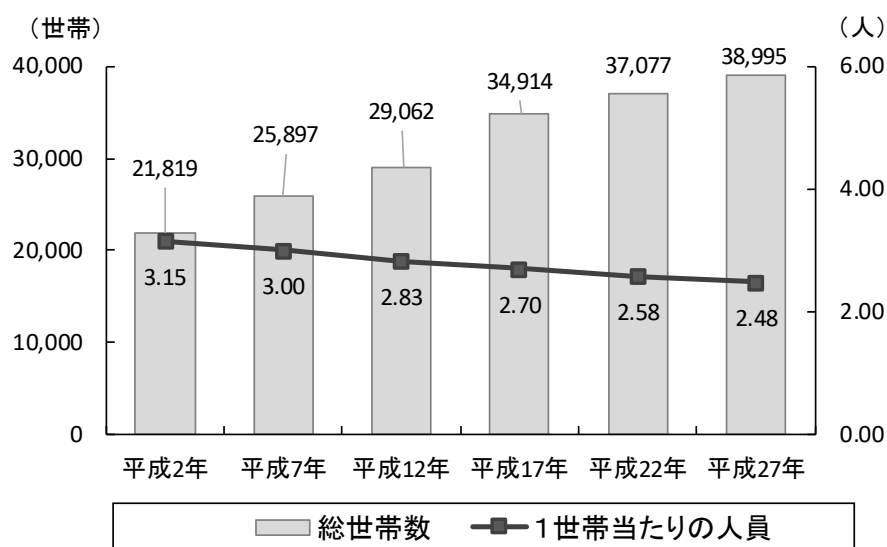


※「福岡県オープンデータサイト」の人口統計を基にコーホート要因法で推計

(2)世帯の状況

世帯の状況をみると、総世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人数は減少しています。核家族化が進行し、単独世帯の増加が影響していることが考えられます。

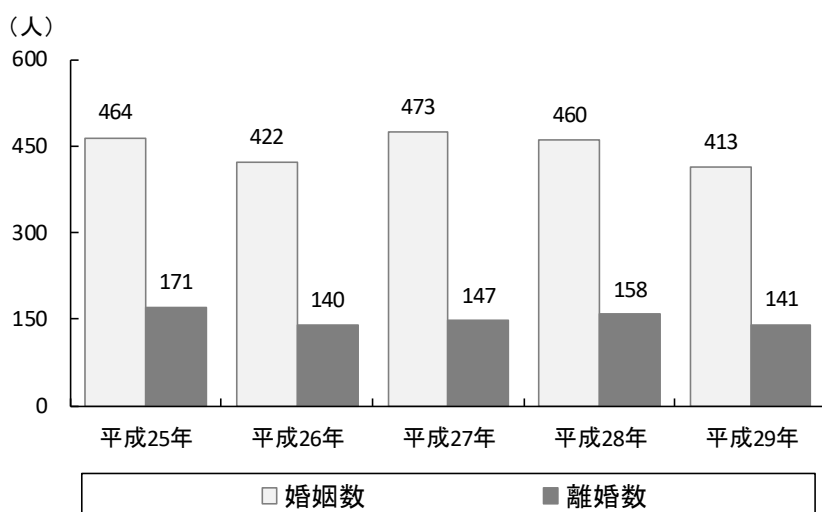
■総世帯数と1世帯当たりの人員



資料：「国勢調査」

婚姻の件数をみると、平成25年からは400代で推移しています。離婚の件数は、150前後で推移しています。

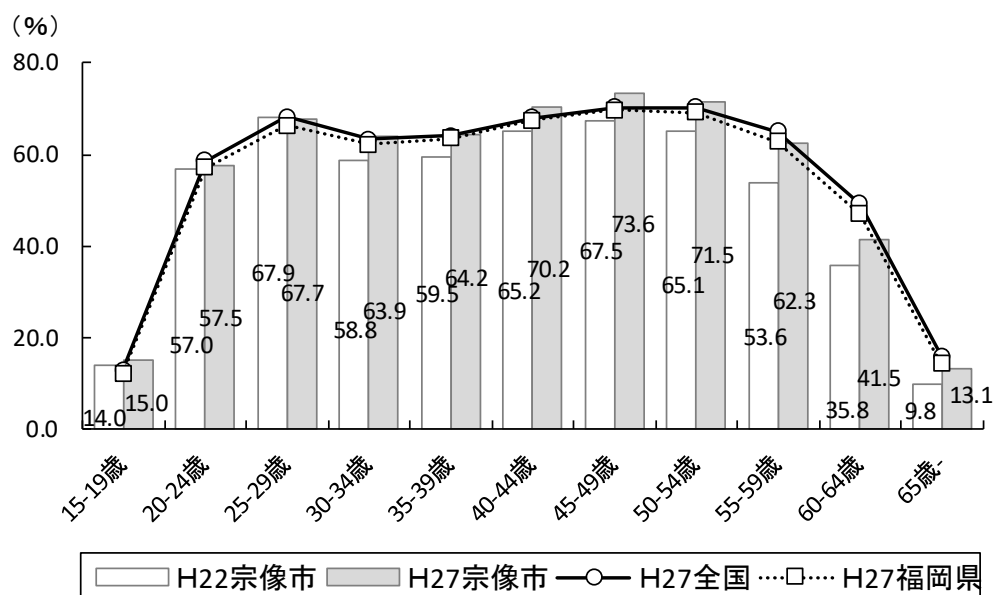
■婚姻と離婚



資料：「人口動態調査」

(3) 女性の就業状況

女性の就業率をみると、平成 22 年と平成 27 とを比較すると、30 歳から 65 歳にかけて就業率は上昇しています。平成 27 の宗像市の女性の就業率は、全国と福岡県と同水準となっています。



2 幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

(1) 幼児期の教育保育の提供状況

① 1号認定（2号認定の教育希望を含む）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	1,719	1,686	1,626	1,532	1,501
確保方策	人	1,612	1,635	1,822	1848	1851
受入実績	人	1,731	1,734	1,718	1,624	1,589

② 2号認定

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	929	911	879	828	810
確保方策	人	839	839	856	892	1026
受入実績	人	935	937	928	878	858

③ 3号認定（0歳）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	158	156	153	150	146
確保方策	人	148	148	155	169	185
受入実績	人	184	188	192	188	183

④ 3号認定（1～2歳）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （必要利用定員総数）	人	621	612	600	588	577
確保方策	人	543	578	627	658	720
受入実績	人	696	691	720	706	692

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 利用者支援に関する事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （必要利用定員総数）	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
受入実績	か所	1	1	2	2	－

② 時間外保育事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（利用者数）	人	535	525	511	490	479
確保方策	人	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
受入実績（利用者数）	人	406	432	427	475	－

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

⑤ 放課後児童健全育成事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	798	799	812	829	817
確保方策	人	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
受入実績	人	731	783	935	911	

⑥ 子育て短期支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	12	12	11	11	11
確保方策(ショートステイ)	人	70	70	70	70	70
受入実績	人	0	0	6	50	

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

⑧ 養育支援訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	40	40	40	40	40
確保方策	人	50	50	50	50	50
受入実績	人	141	225	210	282	

⑨地域子育て支援拠点事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人回	8,177	8,027	7,807	7,491	7,333
確保方策	箇所	1	1	1	1	1
受入実績	人/年	7,008	20,496	18,456	18,943	

⑩一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）その他の一時預かり事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 号認定	人日	3,635	3,566	3,438	3,241	3,170
	2 号認定	人日	17,716	17,346	16,726	15,805	15,434
確保方策			30,160	30,160	30,160	30,160	30,160
受入実績		人/年	-	-	9,863	20,138	-

※平成 27、28 年は実績調査をしていない。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人日	4,288	4,211	4,159	4,109	4,028
確保方策	人日	4,898	4,898	4,898	4,898	4,898
実績	人日	1,746	751	595	514	

⑪ 病児保育事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人日	1,922	1,888	1,835	1,761	1,724
確保方策	人日	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968
実績	人/年	423	401	394	426	

⑫ 子育て援助活動支援事業

⑬ 妊婦に対する健康診断

3 ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状

(1) 調査概要

- 調査対象：就学前の子どもを持つ保護者と小学生の子どもを持つ保護者
- 調査期間：平成31年2月1日～2月15日
- 調査方法：郵送調査法
- サンプル数：就学前児童の保護者 3,000
小学生の保護者 1,000
- 抽出方法：無作為抽出

	配布数	回収数	有効回答票数	回収率
就学前児童	3,000	1,598	1,598	53.3%
小学生	1,000	528	528	52.8%

(2) 調査結果の概要

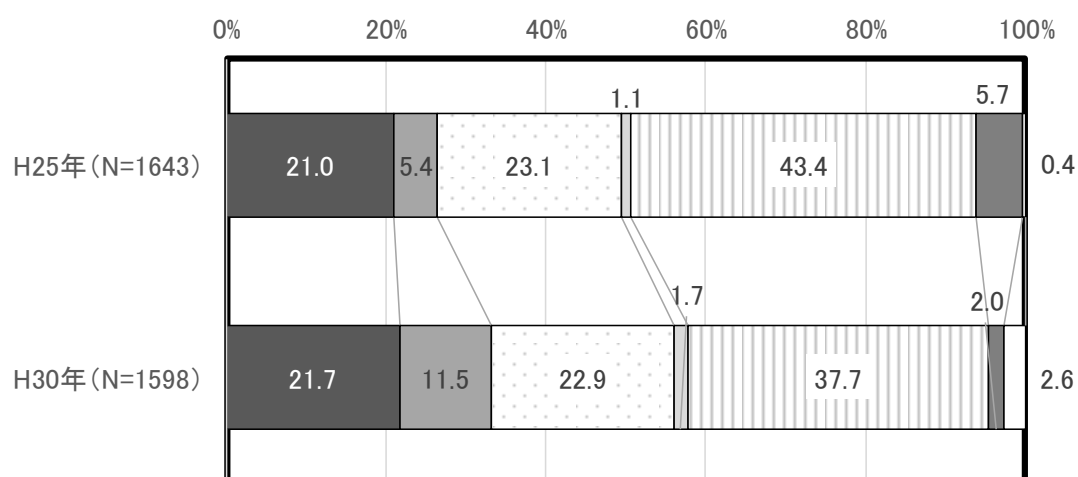
■就労状況

就学前児童保護者の就労状況を平成25年の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である」の割合が多少増加しており、育児休業制度の利用が若干進んでいます。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、就労意向は増加傾向にあると考えられます。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少しています。

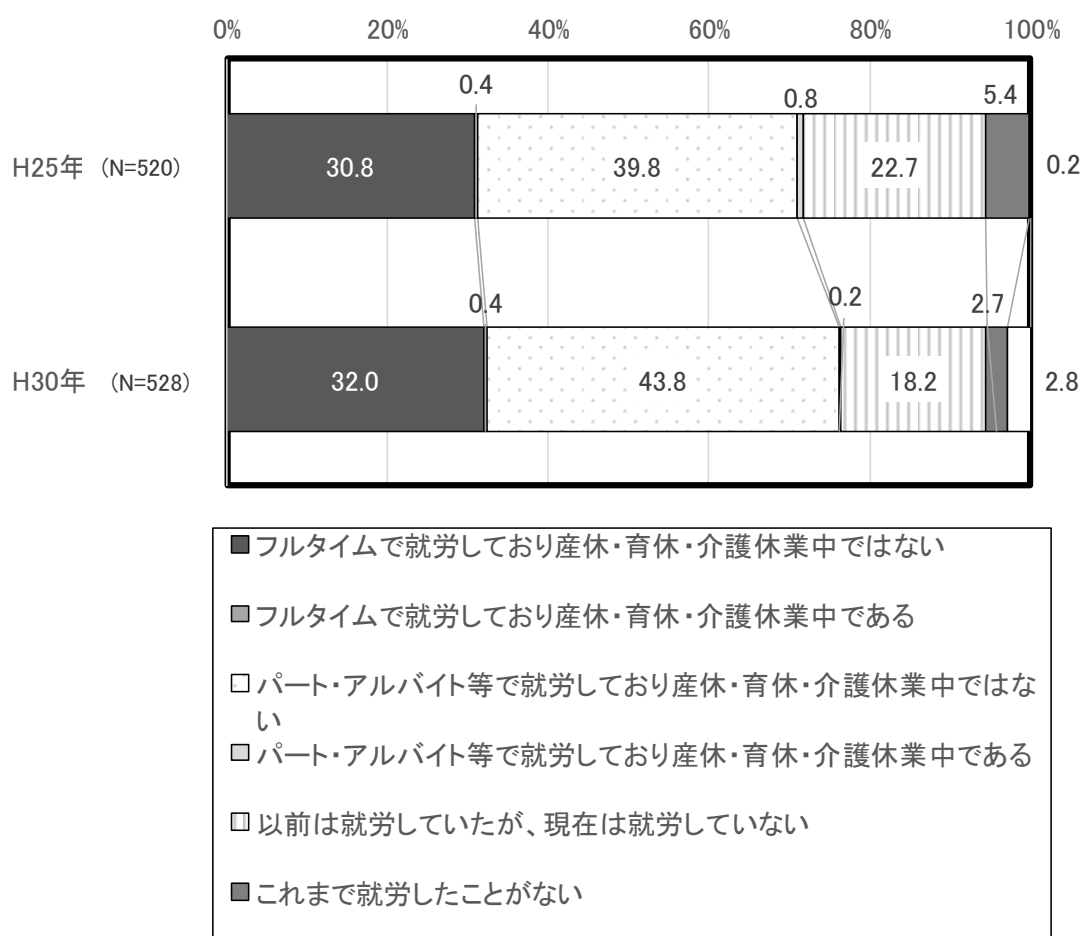
なお、母親の就労意向については、パート・アルバイトでの就労を希望している方が多くなっています。

【就学前児童保護者】



- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

【小学生保護者】

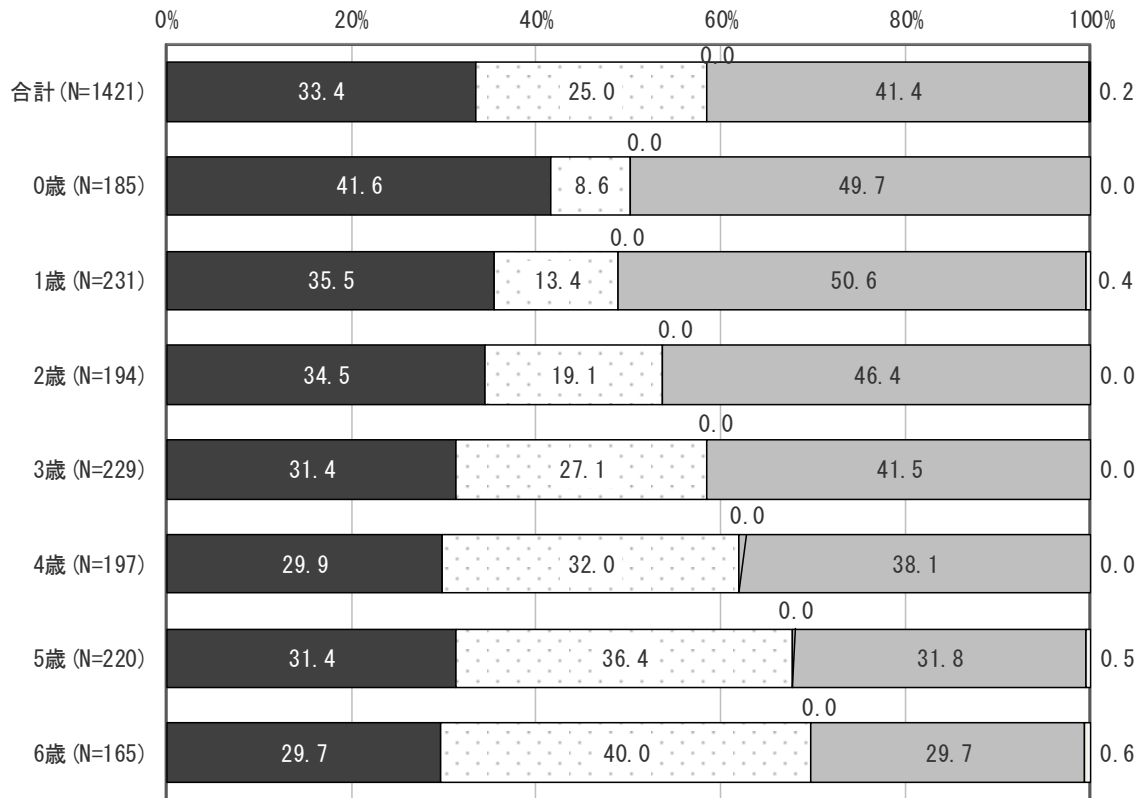


■子どもの年齢別にみた家庭類型

子どもの年齢別に、両親の就労形態によって分類した家庭類型をみると、子どもの年齢が上がるにつ入れて、「フルタイム×フルタイム」「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「パート・アルバイト」の割合が増加しています。今後、パート・アルバイト等で就労する方が多くなると考えられ、そのような状況に対応できるよう事業スタッフを確保、配置することが必要となってきます。

就労している方の要望として、一時保育のニーズが高まると予想されます。このことは、自由回答においても、ちょっとした用事の際の一時預かりに関する要望が多くあり、関係団体へのヒアリングにおいても同様の意見がみられました。また、自由回答において、ファミリー・サポートへの要望もあり、育児する方々の細かなニーズに添えていくためにも、ファミリー・サポート事業のような地域で支え合う何かしらの仕組みが必要となっています。

【子どもの年齢別の家庭類型】

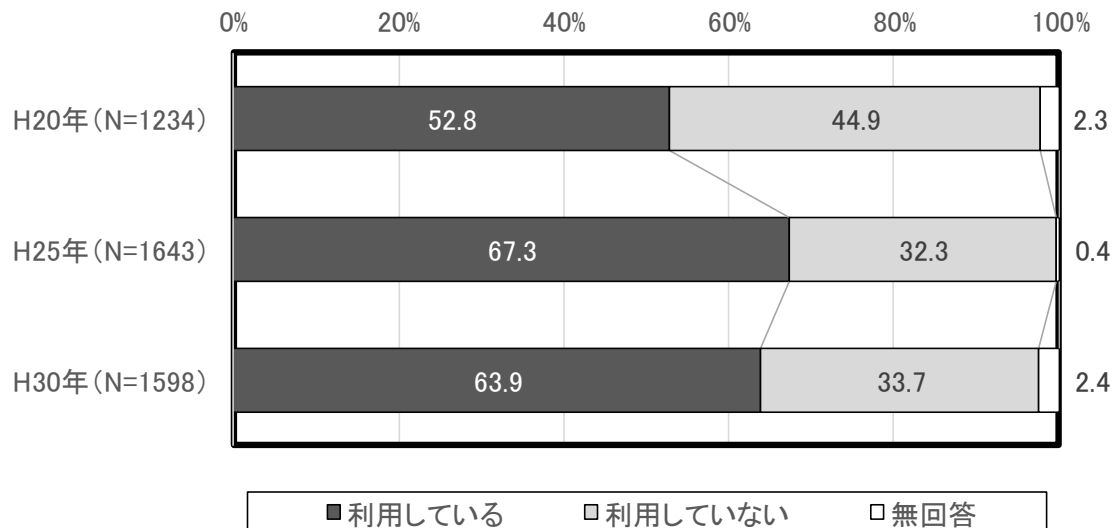


- フルタイム×フルタイム
- フルタイム×パート・アルバイト
- パート・アルバイト×パート・アルバイト
- 専業主婦(夫)
- 就労していない×就労していない

■保育事業の利用状況

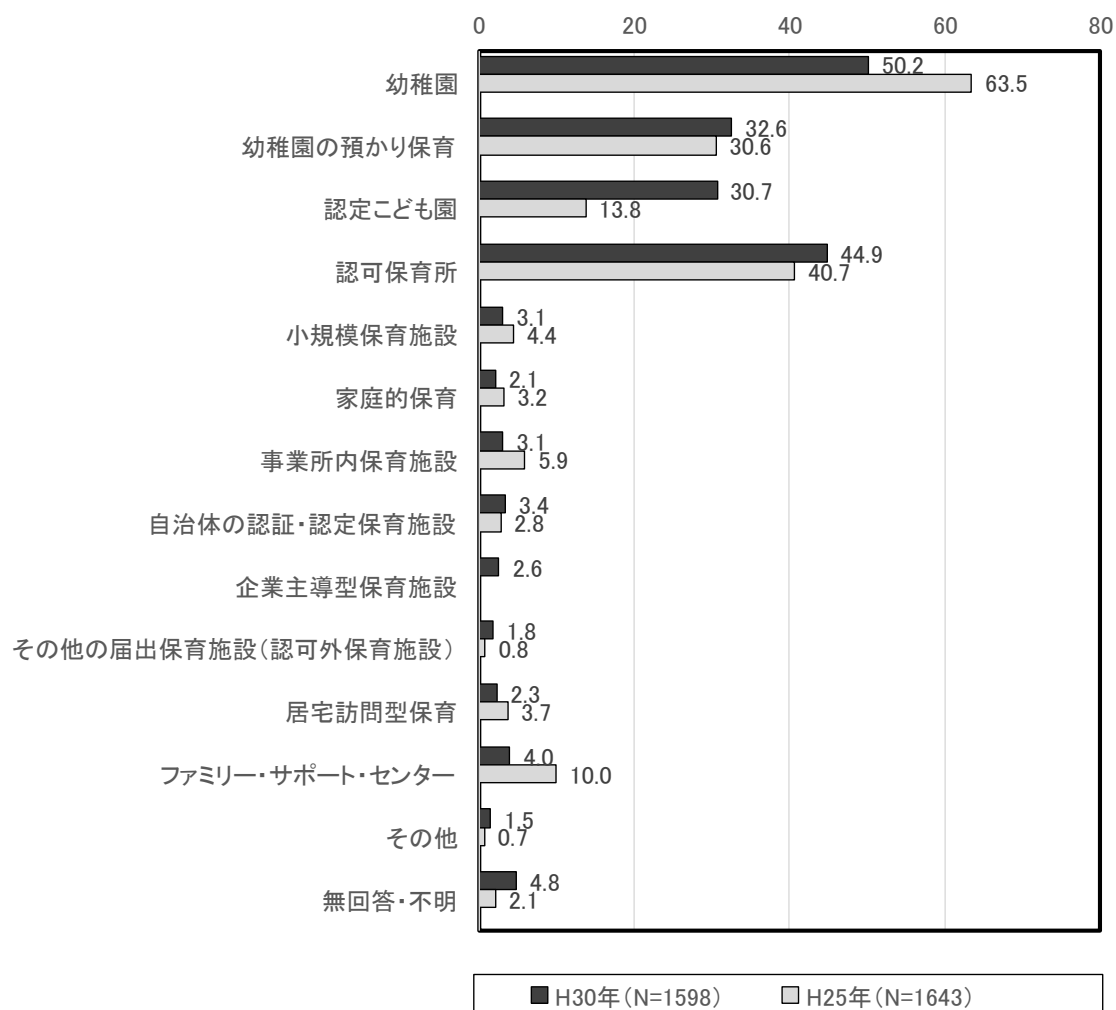
平日の定期的な保育事業の利用状況を経年でみると、今回と前回調査では大きな違いはみられません。対象全体の6割の方が利用しているようです。

【定期的な教育・保育事業事業の利用状況】



今後の利用希望を経年で比較してみると、「幼稚園」の利用希望が10ポイント以上減少していますが、それでも半数の方は「幼稚園」を希望しています。また、「認定こども園」の利用希望が大きく増加しています。この点については、幼稚園の名称が認定こども園に変わったことが理由として考えられます。また、先にみたように就労を希望する方が増えていることも一つの要因と考えられます。

【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望】

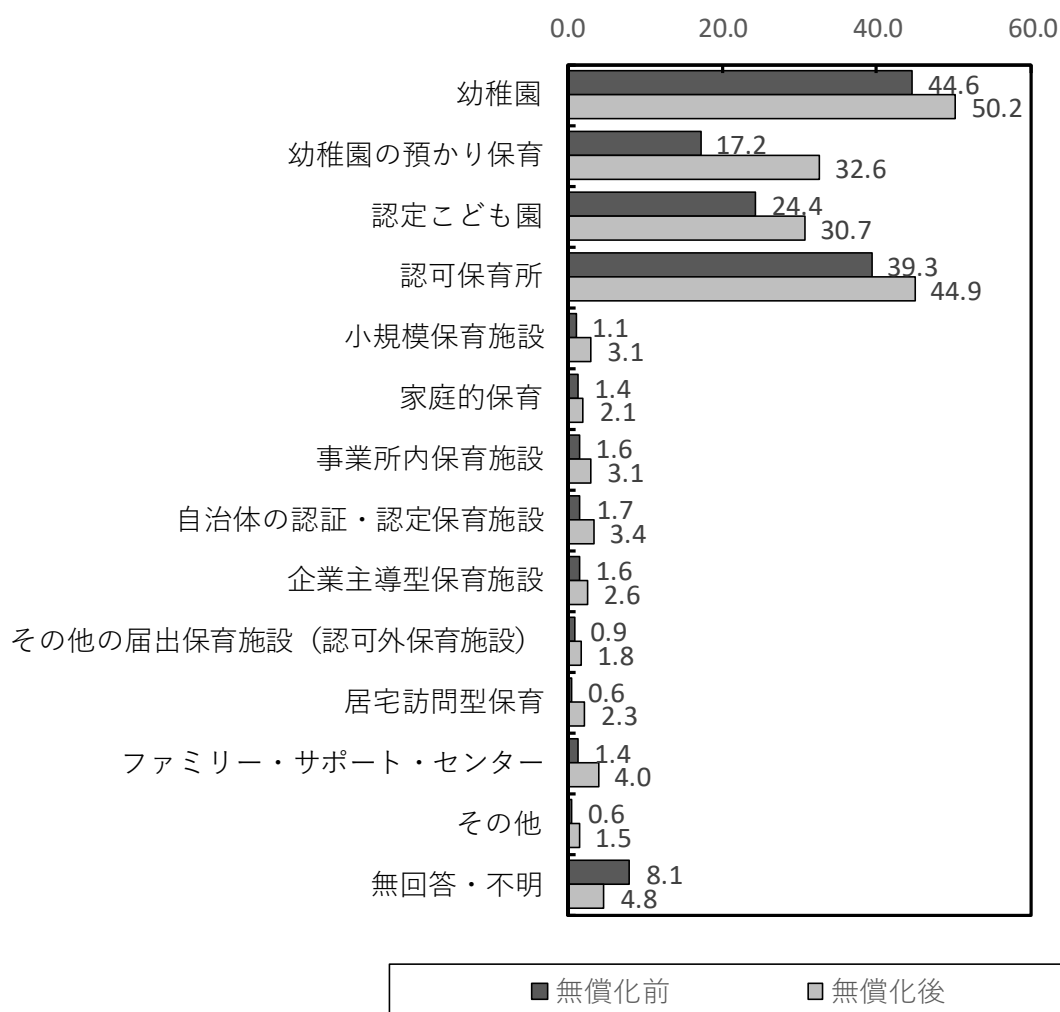


■教育・保育事業無償化後の利用意向

アンケート調査において、教育・保育事業無償化の前後での利用意向を聞いたところ、「幼稚園お預かり保育」において無償化後の利用意向が大きく伸びています。就労している方が、預ける時間を延長して、就労時間を長くしたいということが理由として考えられます。

また、前後で比較すると、小規模保育施設等の保育事業の利用意向も総体的に大きくなっています。

【無償化前と無償化後の利用意向】

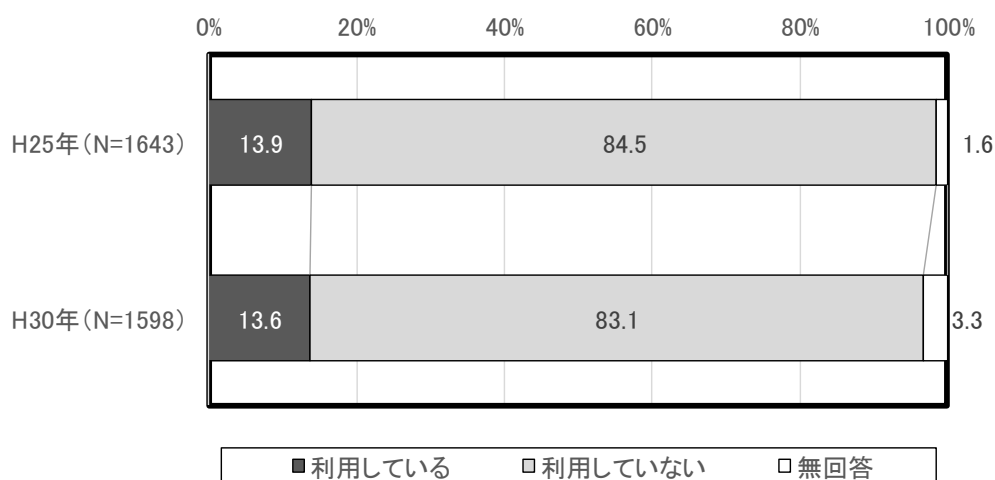


■地域の子育て支援事業の利用について

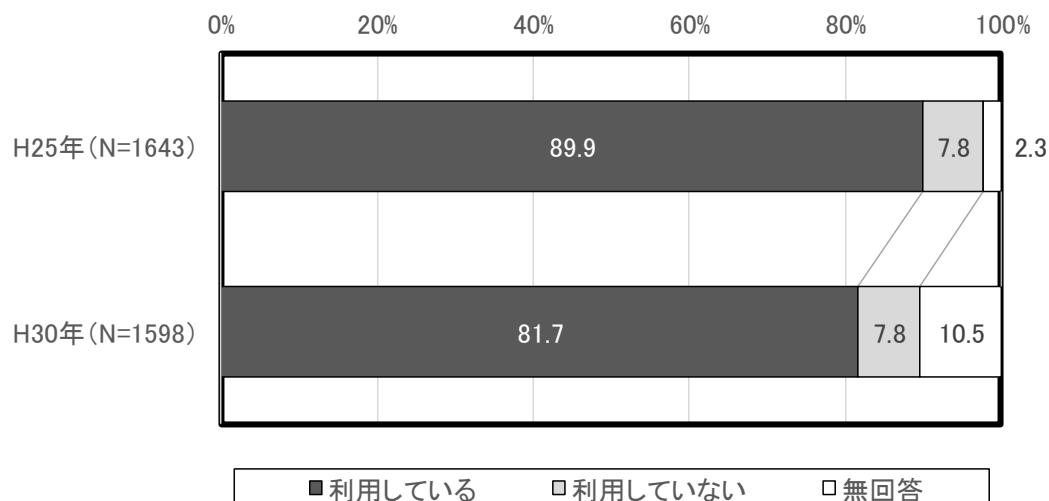
子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況について経年で比較してみると、違いはありません。しかし、認知度を比較すると、平成25年から平成30年にかけて10ポイント近く減少しています。

子育て支援センターは、地域の子育ての拠点と位置づけられているので、認知度を下げない方策を考える必要があります。なお、自由回答において、子育てに関する情報を知りたいという意見が多くみられます。必要な情報が必要とする人のところへ必ず届けられるよう、対象者のメディアの利用状況に応じた情報発信や情報経路の確立が必要とされます。

【子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況】



【子育て支援センター「ふらこっこ」の認知度】



子育てに関する情報に関連して付け加えておくと、団体ヒアリングによれば、育児に関する知識をスマートフォンから手軽に入手できるが、その正誤の判断がつかなくなっていたり、情報や選択肢の過多により、混乱している保護者もいるということがあります。また、気軽に話が聞ける人がいないから、スマートフォンに頼っているのではないかという意見もありました。

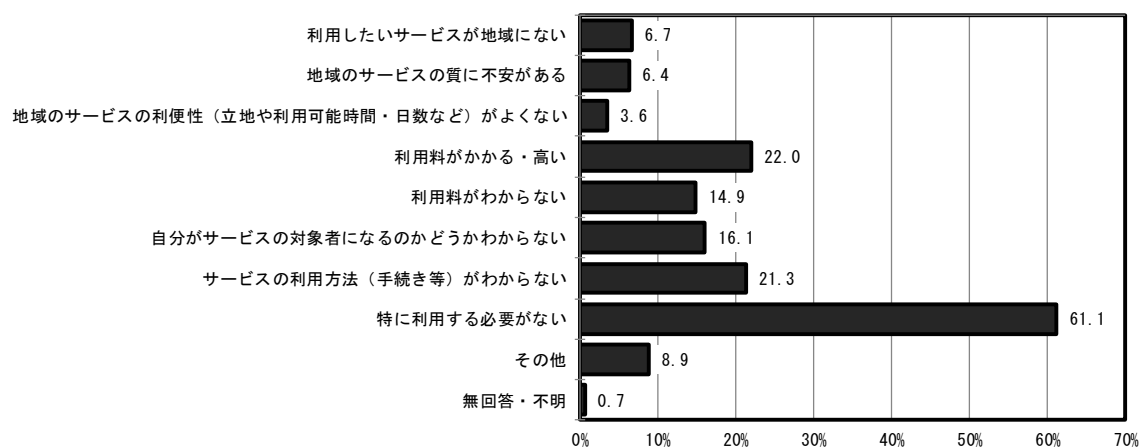
こうしたことから、保護者に対して子育てに関する正確な情報を提供することが不可欠であると同時に、サロン・サークル等の情報を提供し、保護者同士が繋がれるきっかけを数多く提供することも必要となります。

■（私用、親の通院、不定期の就労等の理由で）不定期的に利用している事業

不定期的に利用している事業があるかどうかについては、8割の方が「利用していない」と回答しています。その理由を聞いてみると、その多くは「特に利用する必要がない」という理由を挙げています。しかし、「利用方法がわからない」、「対象者となっているかどうかかわからない」、「利用料がわからない等」、事業内容が周知されていないことが理由となって、利用していない人がある程度いることがわかります。

【事業を利用していない理由】

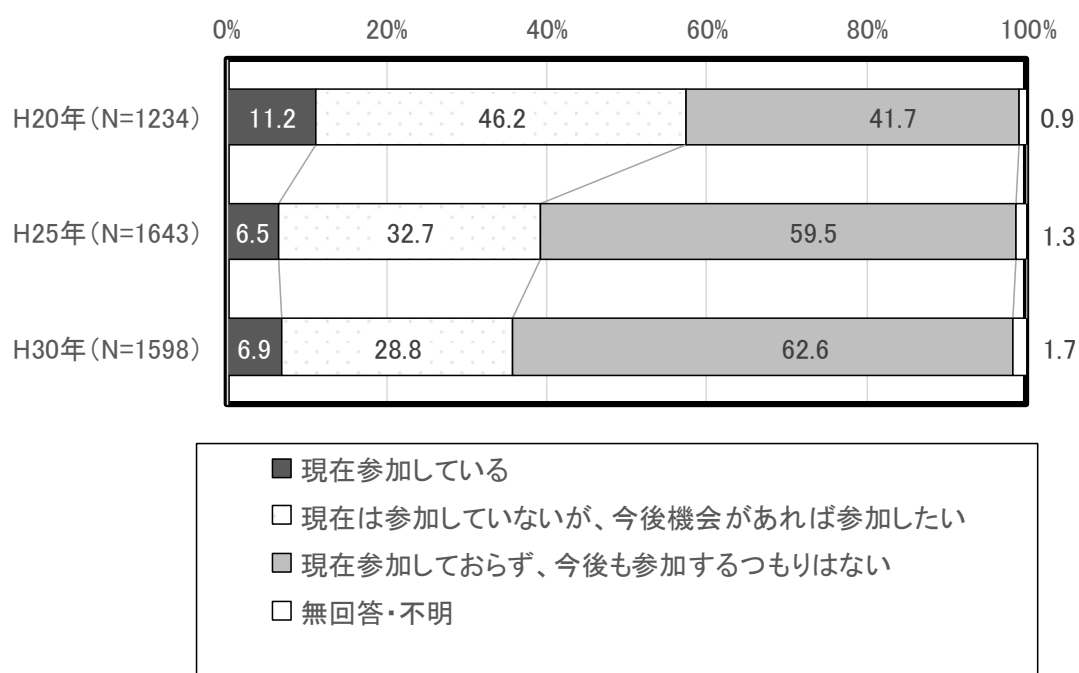
N=1,288



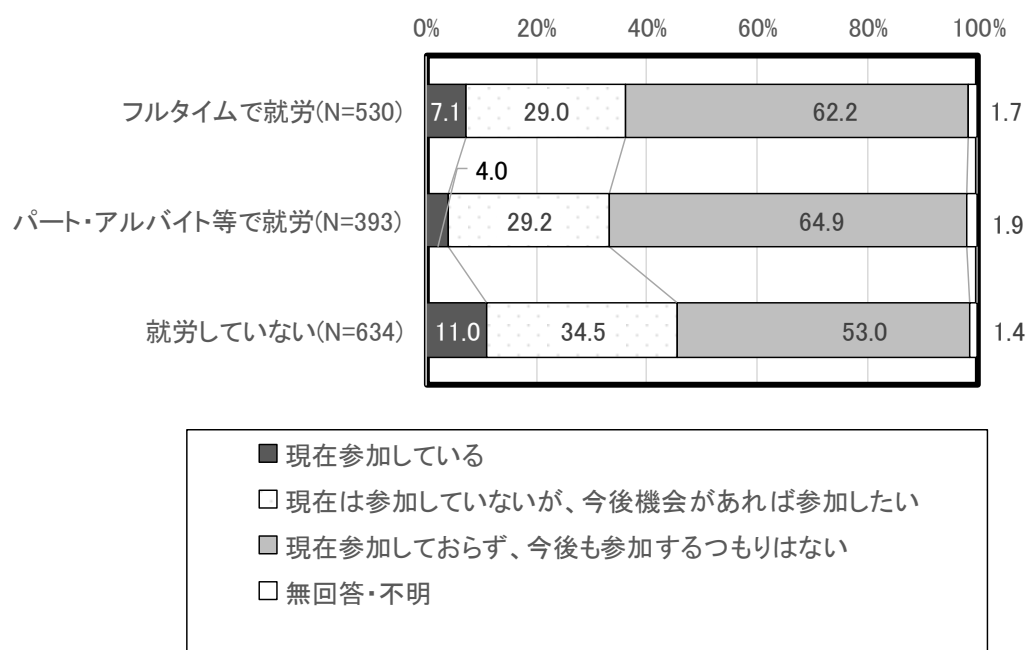
■自主的な活動への参加状況

子育てサークルなど自主的な活動への参加状況を経年で比較すると、「現在参加している」の割合は減少し、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加しています。この点について、就労形態別に集計したところ、フルタイム、パート・アルバイトで就労している多くの人が、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答しています。就労意向が増加傾向にあることを考えると、サークルへの参加者が少なくなっていくことが予想されます。

【子育てサークルなど自主的な活動への参加状況】

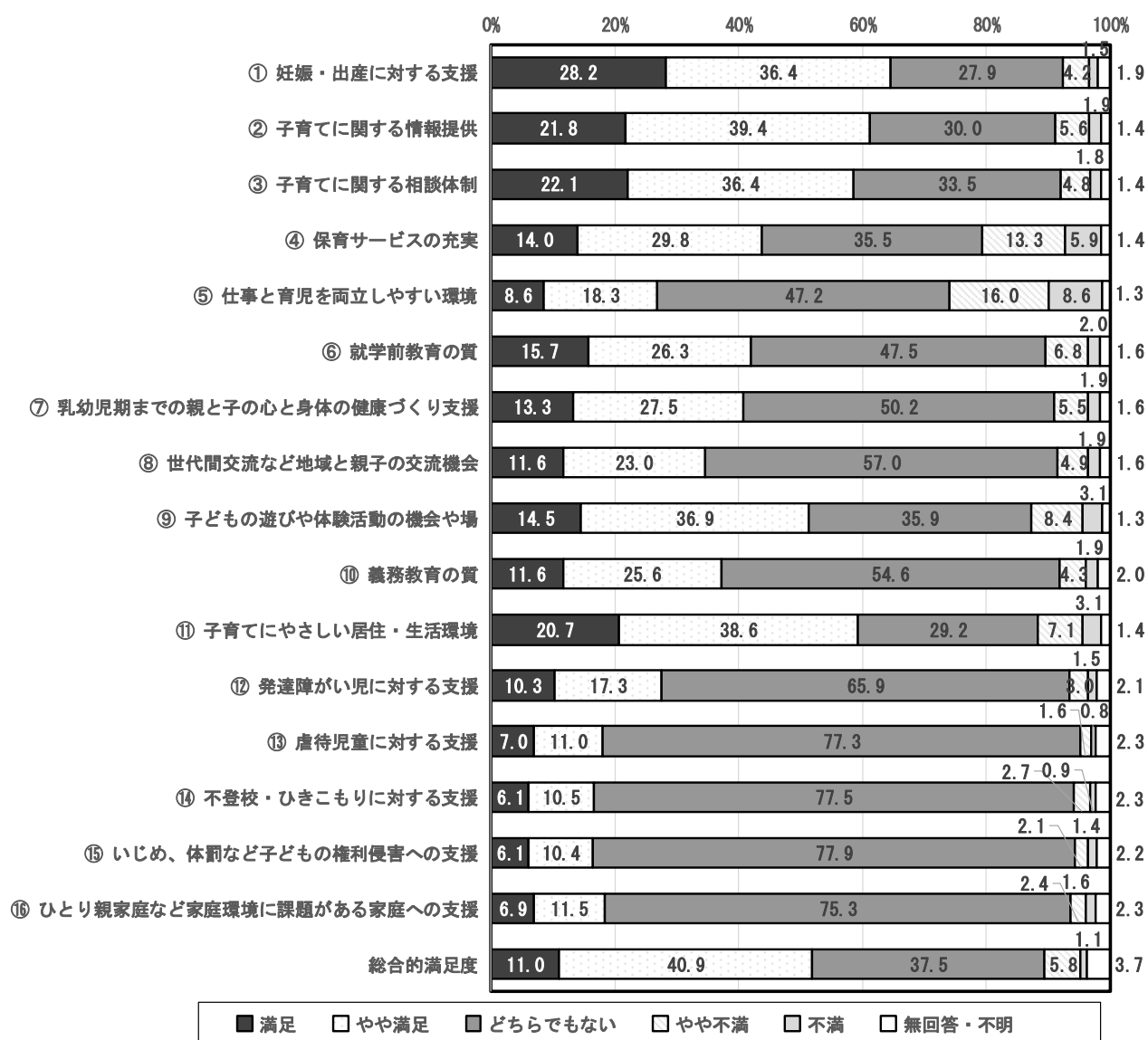


【就労形態別自主的な活動への参加状況】



■宗像市における子育て環境の満足度

「満足」と「やや満足」を合計した割合が高くなっているのは、「妊娠・出産に対する支援」(64.6%)、「子育てに関する情報提供」(61.2%)、「子育てにやさしい居住・生活環境」(59.3%)、「子育てに関する相談体制」(58.5%)となっています。「やや不満」と「不満」を合計した割合が高くなっているのは、「仕事と育児を両立しやすい環境」(24.6%)、「保育サービスの充実」(19.2%)となっています。総合的満足度は、「満足」が11.0%、「やや満足」が40.9%となっています。



■子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、市の職員など）からどのようなサポートがあればよいか（自由回答）

一時預かり、ベビーシッター、一時預かりなどを要望する意見が最も多く、次いで、病気の時の対応に関することであったり、相談できる場所を求める声が多くなっています。

内容	件数
一時保育、ベビーシッター、託児等一時預かりに関して	138
病気の時の対応に関して	78
気軽に相談できる場所、悩みを共有できる場所等について	73
地域における各種サポートについて	53
子どもが遊べる公園等について	34
保育所や入所の手続き等の情報、サロン・イベントの情報等の子育てに関する情報提供について	29
気軽に集まれるサロン、子育てセミナー、イベント等について	27
地域の環境づくり	23
ファミリー・サポートに関する希望について	19
公共交通に関する要望、送迎等に関する要望	11
経済的支援について	8
休日利用できる施設	3
発達障がい、障がい児への支援について	3
健診等に関すること	2
その他	48

■教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由回答

公園、遊ぶ場所、施設に関することが最も多くなっています。他に、保育、保育園、幼稚園に関すること、子育てに関する情報・広報に関すること、保育料に関することなどの意見が多くなっています。

内容	件数
公園、遊ぶ場所、施設に関すること	132
保育、保育園、幼稚園に関すること	85
子育てに関する情報、広報に関すること	50
保育料に関すること	49
各種サポート、支援について	48
医療費の助成に関すること	37
病気の際の対応、病児・病後児保育に関すること	37
一時保育、一時預かり、ベビーシッター等託児に関すること	30
経済的支援に関すること	29
相談のあり方への要望	27
交通手段、交通安全、道路の安全に関すること	21
土日等休みの日の保育	17
ファミリーサポートに関すること	15
小学校、学校教育に関すること	15
ふらこっこの利用に関すること	10
学童保育について	9
その他	87

4 団体調査の結果

(1) 調査概要

ニーズ調査においては、子育て支援事業を利用する側の意見を聞きました。利用する側ではなく、サービスを提供する側の意見を聞くために、また、宗像市における子育ての状況を多角的に明らかにするために、関係団体にヒアリングを行いました。調査の概要は以下の通りです。

●調査対象：宗像市内の保育所、子育て支援センター

●調査期間：平成31年2月

●調査方法：対面による直接ヒアリング

●対象とした団体

- ・東海大学付属自由ヶ丘幼稚園
- ・恵愛保育園
- ・ひかり幼稚園
- ・チャイルドハウス
- ・子育て支援センター「ふらっこ」

●調査内容

- ・子どもを取り巻く環境に関すること
- ・現状における課題
- ・宗像市において、子育て支援が充実している点
- ・行政に望むこと 等

(2) 調査結果

<子育てを取り巻く環境について>

■以前と比べて改善されているところ

- 経済的支援も含め、さまざまな子育て支援が行われており、以前と比べて子育てしやすくなったのではないかと。
- 支援する場や支援する団体も増え、子育ての悩みを相談できる機会が増えたと思う。母親は子育て中の友だちができて、情報交換できる場が増えた。(しかし、父親同士のつながりはできない)
- 10カ月すくすく相談会が実施され、子どもの成長が著しい時期に保健師に子育て相談できるようになった。
- 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携を図りながら長期計画のもとに子どもの教育に取り組んでいる。
- 切れ目のない支援が行えるようになってきた。たまご学級から連携して、産まれる前からの連携が取れている。

■保護者や子どもを取り巻く環境

- 働いている母親が増えてきている。パート・アルバイトでの働き方が多い。
- 家庭環境が変化してきている。両親の不仲といった問題、ひとり親の問題など、子どもにとって不安定な要素が増えてきており、それへの対応が必要となってきた。
- 保護者の子育てに関する知識が低下しているように感じられる。育児については、誰からも教えられておらず、どうしてよいかわからない保護者が多い。
- 育児に関する知識をスマートフォンから手軽に入手できるが、その正誤の判断がつかない。情報や選択肢の過多により、自分らしい子育てを見失っているケースも見受けられる。また、子どもをあやすためにスマートフォンを使用しており、そうした点においても、スマートフォンへの依存が進んでいる。気軽に話が聞ける人がいないから、スマートフォンに頼っているのではないだろうか。
- 母親の孤立化が進んでいるのではないかと。相談できない状況に陥っている母親も多いのではないかと。
- 親が孤立化して、子どもをどこかに連れて行かせられない。他の子どもと接することがないので、施設のなかで子どもが不安がることもある。
- 保護者の生活に子どもを合わせるようになっており、子どもの生活習慣を正しくさせようとする意識が低いケースもある。それに併せて、善悪といった道徳的観点からではなく、保護者にとって都合の悪いことをした場合に怒ることが多くなっている。
- 正社員の母親は、いつも疲れている様子で、険しい顔をしている。先生から、保護者に声をかけづらいことも多い。保護者とコミュニケーションが取りづらくなっている。
- 祖父母の協力を得ながら子育てをしているが、祖父母が口を出しすぎることもあり、それが良くない場合も見受けられる。
- その一方で、父親の育児参加は増えてきている。子どもの送迎を父親が行っているところもあり、また土曜日の行事では父親の出席率も高くなってきている。個人面談を行う場合にも、両親が揃って来ることも多い。
- 働く母親が増え、1歳で保育園に入園する子ども、2歳から幼稚園に入る子どもが増え、子どもが家庭で過ごす時間が短くなっている。保護者から「幼稚園に早く入れたほうが楽だから…」といった話を聞くと、子どもにとってはどうなのかと不安になることもある。

<現状における課題>

- 一時預かりへの対応。一時預かりに関する問い合わせは多くある。理由は、様々ある。
- 預けっぱなしにしておこうとする保護者が多くなった。
- 特別支援の子どもが増えている。また、発達障害なのか愛着障害なのか、判断のつかないケースがでてきている。そうした子どもへの対応が必要となっている。
- 最低限度の生活習慣を身につけずに、幼稚園に入園してくるケースもある。これまで当たり前であったことが、そうでなくなっており、そうした事態への対応も必要になってきている。
- 一時預かりの施設が少ない。あっても枠がない。実家や親戚が近くにいない家庭は、とても困っている。
- ファミリー・サポート制度が必要ではないか。また、子どもの送迎等、保護者のより細かなニーズに

合わせたサポートが必要になってきているのではないかと思います。

- 外国籍の人の家庭への子育てのサポートが充分ではない。言語のサポートだけでは、宗像の暮らしになじむのは難しい。
- 孤立しがちな親子のネットワークを広げ、交流の場や親子で関わる事業や講座、子育ての相談、自然環境の情報など、実態に則し柔軟に対応し、保護者のニーズを行政や社会に発信していくことが必要。
- 行政、市民団体、コミュニティ、大学、支援者と連携し、つなぎ役としていっそうの信頼を高め、継続性のある長期的な展望を持ち、心豊かに子育てできるまち、人に優しい社会を地域全体で支え合う仕組みをつくる必要がある。
- 交通の便が悪いので、なかなか施設利用がしにくい。

＜宗像市において、子育て支援が充実している点＞

- 宗像ユリックスなどの施設、ふれあいの森などの自然環境など、子どもが育つ環境がすばらしく良い。プレイパークなど遊ぶ場所が多くある。
- 基本条例がある点。理念を持っているところが非常に良い。スローガンや発信力を持つことは非常に大切。子どもの権利を大切にしている。
- 発達支援センターもあり、子育てに関してアピール力となっているのではないかと。
- 地域の中で子育てサロンがあるところ。地域で連携が取れている点。

＜行政に望むこと＞

- 補助金を出してほしい。
- 子どもを受け入れる施設側の意見も聞いていただきたい。また、個人情報の問題はあるが、預ける保護者の情報もいただきたい。そうした細かい部分における、市との連携が必要だと考えている。また、情報の一元化を行ってほしい。
- 障がい児へのサポート
- 発達支援コーディネーターなど人と人をつなぐ役割の職員を設置して欲しい。専門的知識を持った職員を設置して欲しい。
- 解決が困難な個別的問題を行政がリーダーシップをとって、解決するように努めてほしい。
- 虐待防止のためにも、市の各課との連携がしっかりしている必要がある。

＜その他＞

- 子どもの行動などを理解できる大人を増やしたい。
- 子育て支援が、本当の子どものための支援となっているのだろうか。親が楽になるためだけの支援になっていないか。
- 地域で子育て、地域で頼り合う、お互い様の関係づくり。
- 月謝を滞納するなど、貧富の差が激しい。見えない虐待もみられる。虐待を通報すると、そのまま逃げることもある。
- 保護者の悩みとしては、子どもが泣き止まない、つい手を挙げてしまうことが多い。

5 各種調査からみる課題

ニーズ調査及び団体調査のヒアリングから、本市の子ども・子育てを取り巻く環境のさまざまな課題が浮上しています。宗像市子ども基本条例の３本柱の一つである「大人の責務」からみた課題として「保護者」「市民（地域）」「子ども関係施設」の課題に整理しました。

（１）多様な子育て環境に対する保護者への支援が必要

- ・満足度に関する項目において、「仕事と育児を両立しやすい環境」に対して否定的な意見が比較的多いのは課題だと思われます。子育て世代の就業率は上昇していることを考えると、仕事と育児を両立しやすい環境を整えることは、緊急の課題となります。
- ・そのためには、一時預かりなどのサービス、病児・病後児保育の（利用しやすいといったことを含めた）充実、地域からのサポートの充実が必要となります。
- ・発達に課題のある子どもを持つ家庭や外国籍の子どもを持つ家庭への配慮の行き届く支援が求められています。
- ・虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援を求める子どもへの対応も求められています。

（２）子育て家庭が孤立しないよう地域の協力体制が必要

- ・保護者が求める子育て支援について、アンケート調査結果からは、相談支援体制の充実を求める声も多くみられ、子育て家庭が抱える不安や悩みも多岐にわたっています。気軽に相談ができる環境づくりが求められています。
- ・宗像市の子ども・子育て施策に関する要望において、アンケート調査結果からは、「公園等の子どもの遊び場の整備」という回答が最も高くなっており、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。
- ・同じ悩みを持つ親同士の交流の場やつながり、安心して子育てができる環境を求める保護者も多くみられます。

（３）切れ目のない支援を行うために子ども関係施設の連携体制が必要

- ・団体調査からは、行政と関係団体との連携強化が求められています。また、行政においても関係課間の連携、情報共有、専門知識を持つ職員の配置が求められています。
- ・子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者の状況、子どもの状況、養育環境など、複合的な要因があることが考えられます。子育て家庭の自己解決力だけでは問題を解決できず、放置すると虐待等の不適切な養育に陥る可能性も考えられることから、早期に適切な支援へと結び付けていく必要があります。特別支援教育への関心やニーズの高まりに対応できるよう、支援員等の人員確保や教員の専門性の向上が求められています。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2章で述べた宗像市の課題を踏まえ、本計画では、「子ども・子育て支援法」の目的である「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、「次世代育成支援対策推進法」の目的である「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的である「子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成されること」、「宗像市子どもの基本条例」の目的である「子どもの権利及び健やかな成長が保障されること」を総合的に勘案し、本市のすべての子どもが心豊かに育つよう、そして、社会全体で子どもの希望に満ちた育ちを支え喜ぶことができるまちを目指して、基本理念を次のように定めます。

基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

2 基本方針

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない（第9条）」と、保護者の役割を定めています。

保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの成長を見守ることが必要です。また、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識等を学ぶことも大切です。

しかし、様々な事情で子どもに対して十分な配慮を向けることができない保護者もいます。例えば、共働きなのにパートナーの協力が得られない人、親戚等の頼れる相手がおらず孤立してしまっている人、ひとり親で子どものために割ける時間がない人、経済的に困窮しているため十分な教育を与えることができない人、ひとり親家庭、障害のある子どもの家庭、外国にルーツを持つ子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、適切な子育て支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

子どもを持つすべての保護者が、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を受けることができ、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、市は、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。また、経済的な支援が必要とされる場合には、それぞれのケースに合った最適な支援が行えるよう、関係部署が連携して対応します。そして、すべての子どもの権利や人権が保障されるよう、すべての保護者がその責務と役割を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、市は、必要な支援を行っていきます。

基本方針 2

市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない(第10条)」と、市民等の役割を定めています。

地域は、子育て中の保護者が、自信と充実感を持って子育てができるよう、子どもと子育て家庭をあたたかく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域づくりを行っていくことが大切です。

しかし、地域のつながりの希薄化や家族形態の多様化、核家族化の進行により子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化等、さまざまな課題があります。

市は、子どもに関わる地域のすべての大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもと子育て家庭をあたたかく見守り、関心や理解を深めることができるよう、支援していきます。また、地域社会全体が「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもつことで、子育て家庭が支援を受ける側だけではなく、支援する側として地域に参画できるよう、子育て家庭が相互に悩みを相談し合い、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係づくりができるよう市は、進めていきます。また、コミュニティの力を借りながら、子どもも大人も夢を持てるまちを地域全体で創っていきます。

基本方針 3

子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない(第11条)」と、子ども関係施設の役割を定めています。

子どもに関わる施設は子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行うことは、子どもたちにとって大切なことです。

しかし、子どもの学力の二極化やいじめや不登校など子どもの悩みは多岐にわたって課題があります。

市は、子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、充実した教育環境を整備していきます。また、保幼認小連携、小中一貫教育など幼児期から小学校・中学校と円滑な接続を図ります。